

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る受託者選定手続開始の公表

次のとおり委託契約に係る受託者を募集します。

令和5年2月3日

品川区長

1 業務概要

(1) 業務件名 品川区新総合庁舎整備管理支援等業務委託（その1）

(2) 業務内容

プロジェクトの情報管理、基本設計におけるマネジメント、地区計画調整におけるマネジメント、工事施工者・工事監理者等の選定検討、その他必要な業務

（詳細は、「品川区新総合庁舎整備管理支援等業務委託（その1）仕様書（案）」による。）

(3) 履行期間 契約締結日の翌日～令和6年5月31日（予定）

2 参加申込に必要な要件等

(1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(3) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 法人税、法人事業税および地方法人特別税、消費税および地方消費税を完納していること。

(6) 管理技術者の資格および実績要件

CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー、以下「CMr」という。）および一級建築士の資格を有し、日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」に記載の2 基本設計段階、3 実施設計段階、4 工事発注段階、5 工事段階のCM業務（以下、「CM業務」という。）の内いずれかの段階において、国または地方公共団体の庁舎等（※1）【延床面積10,000㎡以上】または事務所等（※2）【延床面積30,000㎡以上または15階建て以上】の建築物に、管理技術者として1件以上携わった実績があること。（二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、国または地方公共団体の庁舎等では用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上、事務所等では用途に供する部分の床面積が30,000㎡以上または15階建て以上のものに限る。）

※1「庁舎等」とは、平成31年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第2類および類型十二建築物の用途等第2類のうち、行政事務

所庁舎、議場の機能を有するものをいう。以下、この公表文において同じ。

※2「事務所等」とは、平成31年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第1類および第2類をいう。以下、この公表文において同じ。

(7) 主任担当者の資格および実績要件

各分野の主任担当者（在籍年数2年以上）の資格および実績要件は、原則として次に掲げるとおりとする。なお、管理技術者は、アとの兼務を認める。また、オ、カについては、業務に支障を来たさない範囲において、CM業務の内で他の分野の主任担当者との兼務を認める（オとカの兼務は不可）。

ア 建築（総合）

CCMJまたは一級建築士の資格を有する者で、CM業務の内いずれかの段階において、国または地方公共団体の庁舎等【延床面積10,000㎡以上】または事務所等【延床面積30,000㎡以上または15階建て以上】の建築物に、CMrとして1件以上携わった実績があること。（二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、国または地方公共団体の庁舎等では用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上、事務所等では用途に供する部分の床面積が30,000㎡以上または15階建て以上のものに限る。）

イ 建築（構造）

構造設計一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

設備設計一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

エ 機械設備

設備設計一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

CCMJまたは建築コスト管理士若しくは建築積算士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

CCMJまたは一級建築施工管理技士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

キ 都市計画

CCMJまたは一級建築士の資格を有する者で、地区計画の決定または変更に係る都市計画協議または図書作成に関する業務等に携わった実績があること。（地区計画の決定または変更を要しない制度に関しては、その活用を支援した実績）

3 手続方法等

- (1) 提出方法 新庁舎整備課新庁舎整備担当へ持参または郵送
- (2) 提出期限 令和5年2月13日（月）午前10時まで
- (3) 提出書類 簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書 その他必要書類

4 その他

- (1) 詳細は、品川区新総合庁舎整備管理支援等業務委託（その1）に係る簡易型プロポーザル方式実施要領による。

(2) 本件は、令和5年度予算案が品川区議会にて可決した場合に契約を締結する。

【本公表に関する問い合わせ先】

品川区総務部 新庁舎整備課 新庁舎整備担当（担当：中川・荒木）

〒140-8715 品川区広町2-1-36（本庁舎6階）

電 話：03-5742-7801（直通）

E-mail：shinchosha@city.shinagawa.tokyo.jp